

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3142753号
(U3142753)

(45) 発行日 平成20年6月26日(2008.6.26)

(24) 登録日 平成20年6月4日(2008.6.4)

(51) Int.Cl.		F 1		
G 0 9 F	7/18	(2006.01)	G 0 9 F	7/18 F
B 6 O R	13/00	(2006.01)	G 0 9 F	7/18 J
			B 6 O R	13/00

評価書の請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号 実願2008-2298 (U2008-2298)
 (22) 出願日 平成20年4月11日(2008.4.11)

(73) 実用新案権者 508111187
 株式会社タマ商会
 東京都練馬区平和台1-34-10
 (74) 代理人 100111442
 弁理士 小原 英一
 (72) 考案者 山本 博光
 東京都練馬区平和台1-34-10 株式
 会社タマ商会内

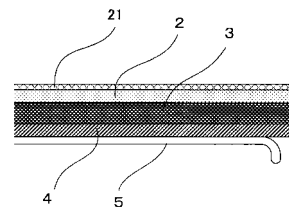
(54) 【考案の名称】 表示板

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】鉄等の金属面のみならず、非磁性体のアルミ製の面や合成樹脂の面、更には、自動車等の窓ガラス等に迅速に貼付及び撤去できる表示板を提供する。

【解決手段】表面に表示用の印刷を施した反射層と、該反射層の下面に金属面に吸着固定するシート状の磁性層を設けた表示板において、磁性層の裏面には再剥離性で自己粘着性樹脂層を設け、反射層及びシート状の磁性層は、可撓性を有し、自己粘着性樹脂層の表面には剥離可能な保護シートで覆われていることを特徴とする。

【選択図】 図2



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

表面に表示用の印刷を施した反射層と、該反射層の下面に金属面に吸着固定するシート状の磁性層を設けた表示板において、

前記磁性層の裏面には自己粘着性樹脂層を設けたことを特徴とする表示板。

【請求項 2】

前記反射層及びシート状の磁性層は、可撓性を有していることを特徴とする請求項 1 に記載の表示板。

【請求項 3】

前記の表示板の自己粘着性樹脂層の表面には剥離可能な保護シートで覆われていることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の表示板。

10

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

この考案は、自動車等の車両や、掲示施設、その他の物品に迅速に貼付及び撤去できる表示板に関するものである。

【背景技術】**【0002】**

従来、自動車等の車両や、掲示施設、その他の物品に迅速に貼付及び撤去できる文字や案内板、説明板、広告などの表示板は、金属面に一時的或いは半永久的に磁力を用いて吸着固定することが、例えば、特許文献 1、特許文献 2 に開示されている。

20

これらの表示板は、例えば、自動車用の初心者マーク(若葉マーク)と用いられて市販されているが、通常は表示面も車体面の湾曲に対応して可撓性を有しており、裏面の磁力を有する層も柔軟性のあるゴムやプラスチックに磁力を有する鉄粉を混入させシート状の磁性層から構成され、鉄板等に簡単迅速に取り付けることができ、また、撤去も簡単である。

【特許文献 1】特開昭 61 - 166747 号公報

【特許文献 2】実開平 7 - 39069 号公報

【考案の開示】**【考案が解決しようとする課題】**

30

【0003】

しかしながら、近年、自動車等の車両の外板にはアルミ素材や合成樹脂素材の非磁性体素材が使用されるようになり、磁石ではこれらの素材に吸着固定することが出来なくなった。

例えば、前記特許文献 1 の特開昭 61-166747 号公報のものでは、シート状の磁石の吸着機能の強化のために、粘着性のある材料を含有させてあるものであるが、この粘着力は補助的なものであるから、外板がアルミ素材や合成樹脂素材の表面には半永久的に固定できない。また、前記特許文献 2 の実開平 7-39069 号公報の考案では、磁性板や金属板等を設けた台座の裏面に着剤層を設けて、これを車両等に固定し、金属板或いは磁性板を裏面に設けた表示板を台座に吸着するもので、表示板を直接アルミ素材や合成樹脂素材の表面に固定できない。

40

また、これらの表示板は、従来でも窓ガラスに貼付出来ず、貼り付ける箇所が制限されてしまうという問題点があった。

本考案は、このような問題点に鑑みてなされたもので、鉄等の金属面のみならず、非磁性体のアルミ製の面や合成樹脂の面、更には、自動車等の窓ガラス等に迅速に貼付及び撤去できる表示板を提供するものである。

【課題を解決するための手段】**【0004】**

上記の課題を解決するために、請求項 1 の考案は、表面に表示用の印刷を施した反射層と、該反射層の下面に金属面に吸着固定するシート状の磁性層を設けた表示板において、

50

前記磁性層の裏面には自己粘着性樹脂層（再剥離性粘着層）を設けたことを特徴とする。

請求項2の考案は、請求項1に記載の表示板において、前記反射層及びシート状の磁性層は、可撓性を有していることを特徴とする。

請求項3の考案は、請求項1又は2に記載の表示板において、前記の表示板の自己粘着性樹脂層の表面には剥離可能な保護シートで覆われていることを特徴とする。

【考案の効果】

【0005】

本考案の表示板によれば、鉄等の金属面では多少の凹凸があっても磁力と自己粘着性樹脂層の粘着力によって強力に金属面に吸着固定でき、更に、従来は吸着固定する対象が鉄等の金属面に限られていたが、自己粘着性樹脂層で再剥離性粘着層によって、鉄等の金属面のみならず非磁性体のアルミ製の面や合成樹脂の面、更には、自動車等の窓ガラス等に迅速に貼付及び撤去できる。また、再度使用する場合でも、自己粘着性樹脂（再剥離性粘着）層の表面を水洗いすれば、平滑なあらゆる物質の表面に貼付し固定することができる。

10

更に、張り直しや撤去に際しても、可撓性の反射層と磁性層とが自己粘着性樹脂層と一体となっているので、適度のコシを表示板全体に与えることができ、端部から曲げて剥離すれば反射層が折れて傷つくことを防止できる。

また、自己粘着性樹脂層の表面には剥離可能な保護シートで覆われているので、むやみに物品に粘着することがなく、ゴミ等が付着することがない。

【考案を実施するための最良の形態】

20

【0006】

ここで、本考案の表示板の好適な初心者マークの表示板の実施例を図面に沿って説明する。

図1に示すように、自動車用の初心者マーク（若葉マーク）の表示板1は、表面の反射層2の上に半透明インキで印刷された印刷層21が設けられ、図1での側面からの断面図である図2に示すように、反射層2の裏面には磁性層3が設けられ、更に、その磁性層3の裏面には自己粘着性樹脂層4、その裏面の表面は保護シート5で覆われている。

この表示板1の全体は、屈曲する可撓性を有しており、自動車等の曲面に貼れるように構成されている。

【0007】

30

前記反射層2及び印刷層21は、図3に示すように、基材となるアルミ箔23の表面に、塩化ビニール等の粘着剤222にガラス紛（ビーズ）221を混入した反射形成層22が0.1mm程度の厚さに形成される。上述したように、この反射層2の上には半透明のインク211を用いて所定の表示を印刷し、最上面には透明の合成樹脂のポリプロピレンで覆ったコーティング（被覆）層212を形成し、反射形成層22の面及び半透明インク211の印刷面211を保護する。

また、反射層2の基材はアルミ箔23は薄く、塩化ビニール等の粘着剤222等の反射形成層22も0.1mm程度であるので、十分な可撓性を有している。

【0008】

40

前記磁性層3、自己粘着性樹脂層4、及び保護シート5の構成を図4に沿って説明すると、前記磁性層3の基材31は柔軟性のある合成樹脂（プラスチック）に磁力を有する磁性鉄粉を混入させたもので厚さ0.5mm程度であり、上面は粘着層32によってアルミ層23の裏面に接着しており、下面は粘着層33によって自己粘着性樹脂層4に接着するが、通常は磁性層3だけで、保護シート5を取り除いた自己粘着性樹脂層4の厚さ125 μ と粘着層33の厚さ0.7mmを介しても自動車等の鉄板の表面に固定する吸着力を有する。

【0009】

この磁性層3の裏面には、粘着層33によって自己粘着性樹脂層4が積層されているが、この自己粘着性樹脂層4の自己粘着性樹脂シートは、再剥離性粘着フィルムとも称され、この粘着層は、紫外線吸収タイプエラストマー（パナック株式会社製、自己粘着性樹脂GPH125-B23J11）で、平滑な表面には押し付けるだけで強力に貼り付き、基材を端部から曲げ

50

ながら剥がすと、糊残りもなく簡単に剥がすことが出来る素材で、特開2007-254619号公報等に開示されているものである。

この自己粘着性樹脂(再剥離性粘着)フィルムの特徴は、表面が平滑であれば非磁性体のアルミ製の面、合成樹脂の面、窓ガラス等に押し付けるだけで迅速に貼付することができ、撤去の際も簡単に綺麗に剥離できる。しかも、本実施例では厚さ125 μ と非常に薄いのが、この程度の薄さでも前述した機能を発揮できるので、粘着層33を設けても磁性層3の磁力の吸着力が鉄板に作用することが出来る。

また、剥がした後に、表面のゴミ等を水洗して落とせば、再び粘着力を回復して使用でき、何回でも繰り返し使用が可能である。

前記の特性をもつ自己粘着性樹脂層4は、前掲のパナック株式会社製の自己粘着性樹脂GPH125-B23J11以外でも自己粘着性と再剥離性と同等の材質であればよい。

【0010】

更に、自己粘着性樹脂層4の裏側の表面は、薄い離型処理ポリエステルフィルム等の剥離可能な保護シート(剥離紙)5で覆ってある。

使用に際しては、保護シート(剥離紙)5を取り除き、表示板1を対象の鉄金属面、アルミ製の面、合成樹脂の面、窓ガラス等に押し付けて貼付する。また、表示板1を使用しないときは、手で剥がすだけで簡単に撤去でき、糊残りもなく貼付痕が残らない。

【0011】

以上のような構成であるので、従来の初心者マーク等の表示板は吸着固定する対象が鉄金属面に限られていたが、本考案の実施例の表示板1は、従来のように鉄等の金属面では多少の凹凸があっても磁力と自己粘着性樹脂層4の粘着力によって強力に金属面に吸着固定でき、更に、再剥離性で自己粘着性樹脂層4によって、鉄等の金属面のみならず、非磁性体のアルミ製の面や合成樹脂の面、更には、自動車等の窓ガラス等に迅速に貼付及び撤去できる。

また、張り直しや撤去に際しても、可撓性の反射層2と磁性層3とが自己粘着性樹脂層4と一体となっているので、適度のコシを表示板1全体に与えることができ、端部から曲げて剥離すれば反射層2が折れて傷つくことがない。

更に、再剥離性である自己粘着性樹脂層4の表面には剥離可能な保護シート5で覆われているので、むやみに物品に粘着することがなく、ゴミ等が付着することがない。

また、保護シート5がなく、再度使用する場合でも、この再剥離性である自己粘着性樹脂層4の表面を水洗いすれば、平滑なあらゆる物質の表面に貼付し固定することができる。

なお、本考案の特徴を損なうものでなければ、上記の実施例に限定されるものでないことは勿論である。

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】本考案を初心者マークに適用した平面図、

【図2】図1の側面からの断面図、

【図3】図2の上側の拡大の部分断面図、

【図4】図2の下側の拡大の部分断面図である。

【符号の説明】

【0013】

1...表示板、

2...反射層、21...印刷層、211...半透明インク、212...コーティング層、
22...反射形成層、221...ガラス紛(ビーズ)、222...粘着剤、23...アルミ箔、

3...磁性層、31...基材、32,33...粘着層、

4...自己粘着性樹脂(再剥離性粘着)層、

5...保護シート、

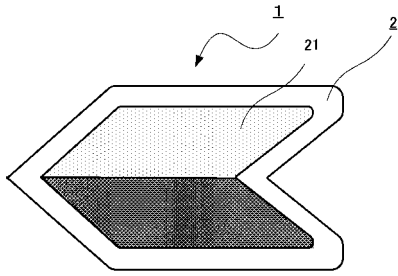
10

20

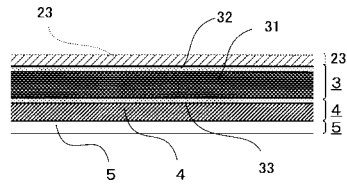
30

40

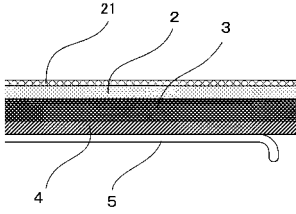
【 図 1 】



【 図 4 】



【 図 2 】



【 図 3 】

